

第 90 回臨時大会全議案承認される。

3月8日、第90回臨時大会は予定通り行われ、討議の末、執行部提案の全議案が承認されました。今回、通例よりも代議員発言が少ない大会でしたが、組合活動への関心や意見がないのではなく、「統合後、よいことが何も無い」という状況で、一定の緊張感のもと、「当面執行部に任せている」という雰囲気に見えました。

中間総括、春闘方針が承認され、ストライキ権も代議員投票により確立されました。

ようやく出てきた旧2法人の処遇比較データ

われわれ原研労組は、「統合後の処遇を交渉するためには、二法人の処遇の実体を示すデータをだせ!」と1年以上前から要求していました。先日、ようやく本給の経歴別比較が労組に示されました。

示されたのは、旧二法人の高卒、および大学卒職員の卒年度ごとの本給月額平均です。示されたものを見ると、大卒では経験年数換算で0から17年目までは、同水準かあるいはサイクル機構が1万円程度高くなっており、その後は開きが大きくなっています。

一方、高卒のデータは経験年数によってでこぼこしており、経験年数25年くらいまでの累積はほぼ同等、それ以降は旧サイクル機構の本給が高いデータを示しています。

その後、3月14日、及び3月16日拡大窓口交渉が行われ、本給の本格統合、研究員技術員制度にかかわる経過措置、新本給表への格付けおよび本給水準の調整などについて交渉が行われました。(交渉で示された資料は機構イントラネットの労務情報に「人事制度について」として掲載されています。)

<旧サイクル機構の職員に職階の見直しと本給水準の調整>

本給の統合に関する提案では、

本給表、経験年数ごとの本給水準は、結果として旧原研の表を基準にする。

旧原研と旧サイクル機構の昇級の実態の差を調整する。(格付け見直し)

旧原研と旧サイクル機構の本給水準の差を調整する。

というものです。の格付け見直しについては、旧サイクル機構では、2級から4級で、必要経験年数に達していても、昇級が遅れている例が多く、それを旧原研水準に近づける補正を行なう。の調整については、旧原研、旧サイクル機構それぞれの学歴ごと、経歴年数ごとの本給額の中位(グループの中の順で真ん中)の値を基本に調整のためのラインを設定し、それを基に旧サイクル機構の本給を新基準に近づけるためのマイナス号数(あるいは減額値)を学歴ごと、経験年数ごと、級ごとに決め、その値で調整するというものです。の格付け見直し調整対象者については、その調整を行った後、を適用するとの提案です。なお、この措置には現在額の保障などの経過措置も組み込まれます。=イントラネットの資料は説明が不十分ですのでご注意ください。

なお、旧原研職員については現行の級、額のままになります。

<研究員・技術員制度に係わる移行措置>

「旧研究手当受給者で、まだ研究員・技術員の認定を受けていない者については、平成20年度末までと期限を決めた認定措置を行い、新规定の額の半額を支給する」という新たな提案が示されました。(なお、後掲するようにその後3月16日に拡大窓口交渉があり、額と措置の期限の変更・再提案がされました。)また、現在「研究手当にかかわる調整給」が支給されている者に関しても、経過措置、代替措置が提案されました。詳細は、イントラネットの掲示をご覧ください。

本給の調整について労組は、二法人それぞれの「中位」といっている線を示すデータ、新法人の標準としたいといっている線を示すデータ、調整値を示すデータを示すように求めました。

旧研究手当受給者問題については、機構の提案は納得できるものではなく、当初の説明どおり、基本的には旧研究手当受給者を認定することを再度強く求めました。

以下、3月14日の拡大窓口交渉での、研究手当問題に関するやり取りを示します。

[労組] 研究員・技術員の未認定問題では、1/2 払うと言っているだけか。機構が新制度に固執するなら、旧原研の研究手当受給者を包含して認定しろといっている。現在の認定状況についても、未認定の者が言われた理由も納得できない。

[機構] 新基準に当てはめてこうなった。もともと違う法人だから変わる。

[労組] 変わるということはある程度認めている。定額制に移行するなど。しかし、基本的な労働条件は維持されなければならない。機構法でも「承継」されることになっている。新制度の説明当初からの約束もある。新制度の基準が不明確なこと、基準の一部に異議があることを言ってきたが、旧原研の研究手当受給者は基本的には認定されるという話だったので、大元については、拒否してこなかった。しかし、技術員に75%が認定されなかった。これでは話にならない。「21年までにがんばって認定されたし」というが、示されているものでは基準が分からない。

[機構] 基準についてはもう少しブレークダウンしたものを出すつもりです。

[労組] もう少しでは足りない。先の交渉で、認定したのは「経営」と言ったが、そのときの基準があるはず。はっきり示せ。

[機構] 期限付きだが認定はするという提案だ。いま、統合前には提案できなかったことを提案し、理解を求めている。われわれも悩んだが、新法人としてはこうしたい。

[労組] 丸々、認定せよ。

[機構] 丸々は無理だ。

[労組] それなら、個々に認定しない理由を示せ。

[機構] 個別の話は所属長に言っている。

未認定の旧研究手当受給者に当面全額支給の再提案

3月16日16時、拡大窓口交渉が急にセットされ、3月14日の提案を一部変更した提案が示されました。また、本給水準の調整の参考データも一部提示されました。

新提案では、旧研究手当受給者の現時点での未認定者の措置について、3月14日の提案で手当てを半額にすることを変更して、当面全額支給することとし、また認定期間も先の提案より1年延ばして、平成21年末までとするものでした。労組は「いくら労組の要求に近づいたが、期限付きではなく、元の話どおり旧原研の研究手当受給者を全員認定すること。それができなければ個々に理由を示せ!」と要求しました。

交渉のやり取りは後日報告します。

個人情報の取扱に問題!!

大洗で、不愉快な事態が進行中

大洗では出入り許可証の更新が進行中ですが、先に身分証明書作成に使用した写真をそこに転用して済まそうとする動きがありました。個人情報保護法などによれば、写真を含め、目的外使用は禁止されています。写真転用に対する同意の取り方にも問題があります。また、車両入構許可証の更新も大洗で進められており、その申請書に運転免許証のコピーの添付を要求しています。一体何のために必要なのでしょうか。総務課が確認するためと言っているようですが、いったい何を確認するために免許証のコピーが必要なのか、はなはだ疑問です。労組の大洗支部が労務に質しています。

他の事業所でも、同様の事態が起こる恐れもあります。(詳細は後日報告します。)

住宅脇に巨大なアンテナ

(投稿) 化学部分会 三田村久吉

第一荒谷台住宅の公共棟に隣接したところで、携帯電話の中継局の工事が始められています。完成すると高さが40mにもなる、先端にアンテナの傘を持つキノコ状の「巨大な棒」が立ち上がることとなります。周りの景観から浮き上がった「巨大な棒」が、万一倒壊するようなことになれば、当然、近くの荒谷台住宅も直撃されることになるでしょう。また、こどもの遊び場となっている公園も隣接しており、一日中発信される中継局からの電磁波による健康への影響を懸念する声も上がっています。

さらに問題なのは、隣接する住民の工事開始への抗議に対して、携帯電話が「昨年の夏頃に周辺住民に説明をした」と言って提示してきた内部資料です。その資料では、すでに転居して住宅に居ない人まで説明を受けたように、データがねつ造されていたことです。こうして、「住民説明」をしたとして、行政手続きを行い、工事現場にも何の表示もせず、住民に分らないよう密かに建設工事が進められてきました。このため、3月に大型クレーンが入って初めて、何だ?何だ?ということになり、隣接する住民がそれはおかしいと、声を上げ始めました。

原子力分野では、施設の建設にあたって、住民の理解と承諾を得ることがいかに大切なことか、それがまた、長い目で見ると信頼を得る最良の方法であるということが認識されてきました。データをねつ造して「住民説明」をしたなどというのは、言語道断のことです。建ててしまえばこっちのものという論理でものごとを進めると、果ては、ライブドアのようなのではないのでしょうか。住民が安心して暮らせるからこそ、追求される便利さも生きてくるのだと思います。

厚生課は、職員やその家族が安心して生活できる住環境を確保するため、基地局選定の場所から、住宅地、学校、保育園、幼稚園、遊び場などの近くを外すよう、携帯電話に申し入れすべきではないでしょうか?